企業が、中途採用者の雇用管理制度の整備を行った上で、 中途採用者の採用を拡大した場合に助成されます。



中途採用者の雇用管理制度を整備し中途採用の拡大(A)中途採用率の拡大、B) 45歳以上の方の初採用または (C) 情報公表・中途採用者数の拡大)を図った事業主に対して助成します。

	助成額
20ポイント以上 向上させた場合	1事業所あたり 50万円
40ポイント以上 向上させた場合	1事業所あたり 70万円
うちこれまで中途採用を 行ったことがない場合	上記+1事業所あたり 10 万円
	1事業所あたり 60万円 または 70万円(※)
中途採用者数拡大助成	1事業所あたり 30万円
情報公表定着助成	上記に加えて1事業所あたり 20万円
	向上させた場合 40ポイント以上 向上させた場合 うちこれまで中途採用を 行ったことがない場合 中途採用者数拡大助成

※支給申請日において継続して雇用されている支給対象者の中に、雇入れ時の年齢が60歳以上であって、かつ雇入れ日から6か月 以上経過している方がいる場合に、70万円を支給します。

生産性向上助成

中途採用拡大助成

中途採用拡大助成の支給を受けた事業主のうち、一定期間経過後に生産性が向上した事業主に 対して助成します



実施区分	助成額
A中途採用率の拡大	1事業所あたり/ <mark>25</mark> 万円
B 45歳以上の方の初採用	1事業所あたり/30万円
[情報公表 + 中途採用者数の拡大	1事業所あたり/15万円

< < 申請の流れ



いずれも要件を満たした場合に支給されます。

(◎情報公表・中途採用者数の拡大のみ) ●中途採用に係る情報の公表●中途採用計画の作成

中途採用率 Α の拡大 中途採用計画を労働局へ提出

45歳以上の方 В 初採用

情報公表+ 中途採用者数の拡大

【中途採用者数拡大助成】(C) 【中途採用拡大助成】(A,B) 助成金支給(-回目) 対象となる方の雇入れ 中途採用者の雇用管理制度の整備

助成金支給(2回目) 【定着助成】(このみ)

助成金支給(2回目(A,B)3回目(C)) 【生産性向上助成】